

老人デイサービスセンター福楽園運営規程

(指定通所介護兼介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)運営規程)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生会が設置する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 老人デイサービスセンター 福楽園

(2)所在地 東京都あきる野市網代326番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)従業者

生活相談員

介護職員

看護職員

従業者は、事業又は予防事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護又は予防事業の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画又は介護予防介護計画の作成等を行う。

(3)機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4)調理員

利用者の昼食等を調理する。

(5)運転手

利用者の送迎を行う。

(6)事務職員等

事務職員等は、通所介護従業者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日、月曜日から日曜日 年中無休。

(2)営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。

(サービス提供時間は午前9時30分～午後4時30分)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、40人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1)日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

①排泄の介助

②移動、移乗の介助

③通院等の介助その他必要な身体の介護

(2)家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

①衣類着脱の介助

②身体の清拭、洗髪、洗身

③その他必要な入浴の介助

(3)給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

①準備、後始末の介助

②食事摂取の介助

③その他必要な食事の介助

(4)利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

①レクリエーション

②グループワーク

③行事活動

④体操

⑤機能訓練

⑥休養、養護

(5)送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

①移動、移乗動作の介助

②送迎

(6)利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

①生活、身上、介護に関する相談、助言

②住宅改良に関する相談、助言

③その他必要な相談、助言

(予防事業の内容)

第8条 予防事業の内容は、次のとおりとする。

(1)利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。

(2)利用者が介護予防支援事業者の作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能

(の改善等)に基づき、自らの意思に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。

(3)利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。

(4)利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(利用契約)

第9条 事業又は予防事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第10条 事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その額は1割、2割又は3割とする。

2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費、通常の営業時間を越えてサービスを提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して文書で説明した上で、支払に関する同意を得る。

4 サービス利用者は、事業所の定める期日に別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、あきる野市、日の出町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が事業又は予防事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者等は、事業又は予防事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第15条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。

3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報の利用目的）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 従業者は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第17条 事業所は、提供した事業又は予防事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待等の禁止)

第18条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1)殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (3)食事を与えないこと。
- (4)利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (5)乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (6)施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (7)性的な嫌がらせをすること。
- (8)当該利用者を無視すること。

(虐待の防止のための措置)

第19条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2)虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第20条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに従業者に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業又は予防事業に係る第三者評価事業を2～3年に1回程度受審するものとし、この結果を公表するものとする。

2 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後2か月以内

(2)継続研修 年2回以上

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 豊生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

介護予防通所介護に関する記述を追加し、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

定員の変更に伴い第 6 条を改定し、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。

第 5 条にサービス提供時間の記述を追加し、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

第 1 条に『日常生活支援総合事業通所事業』を追加し、他条項においては、『介護予防通所介護』の記載を『予防事業』と書き換え平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

定員の変更に伴い第 6 条を改定し、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

第 19 条（虐待の防止のための措置）を追加し、以降の条項は番号を修正、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

第 10 条を改定し、令和 6 年 12 月 15 日より施行する。